

○岡山理科大学派遣学生（留学）の授業料等減免に関する細則

第1条 岡山理科大学派遣学生（留学）の授業料等減免に関する細則（以下「本細則」という。）は、岡山理科大学（以下「本大学」という。）学生交流に関する規程に基づいて「交流大学」へ派遣される学生の経済的負担を軽減することによって、学業に専念させることを目的とする。

第2条 対象学生は、米国フィンドリー大学奨学留学生及びインターンシップ留学生とする。

第3条 減免額は、本大学学則に定める「休学」と同等とする。

第4条 減免を受けようとする派遣学生は、所定の書類を期限内に教務課へ提出しなければならない。

第5条 理事長は、学長の申請に基づき減免対象者を認定する。

第6条 本細則に関する事務は、教務課が行う。

第7条 本細則の改廃は大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

この改正細則は、平成22年4月1日から施行する。

この改正細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日 決裁）

この改正細則は、令和3年4月1日から施行する。